

下関市立大学学生会館規程

平成 23 年 3 月 1 日

規 程 第 7 号

改正 平成 24 年 1 月 11 日規程第 1 号
平成 24 年 2 月 27 日規程第 7 号

(設置)

第 1 条 公立大学法人下関市立大学（以下「本学」という。）に、下関市立大学学生会館（以下「学生会館」という。）を設置する。

2 学生会館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 |
|------------|-----------------------|
| SCU学生会館 | 下関市宝町 3 2 番 2 1 号 |
| 光ヶ丘ハイツ B 棟 | 下関市貴船町三丁目 1 6 番 4 3 号 |

(目的)

第 2 条 学生会館は、本学の学生に生活と勉学の場を提供し、もって修学上の便宜を図ることを目的とする。

(館長)

第 3 条 学生会館に館長を置く。

2 館長は、学部長をもって充てる。

3 館長は、学生会館の業務を掌理する。

(管理人)

第 4 条 学生会館の管理のため、管理人を置くことができる。

(入居資格)

第 5 条 学生会館に入居する資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 本学に入学予定の学部生、大学院生又は留学生のうち経済的に困難なもの

(2) 本学に在学する学部生、大学院生又は留学生のうち経済的に困難なもの

(3) その他館長が必要と認める者

(入居期間)

第 6 条 入居期間は、原則として 4 月から翌年 3 月までの 1 年間とする。ただし、年度の途中で入居した場合の入居期間は、当該入居した年度の翌年度の 3 月までとする。

2 館長は、必要があると認めるときは、入居者（第 8 条の規定により入居を許可された者をいう。以下同じ。）の願い出によって入居期間を更新することができる。

(入居申請)

第 7 条 学生会館に入居を希望する者は、館長が指定する日までに、入居申請書を館

長に提出しなければならない。

(入居許可)

第8条 館長は、前条の申請があったときは、審査選考の上、入居を許可する。

(入居)

第9条 入居者は、所定の期日までに入居し、館長に入居届を提出しなければならない。

(入居許可の取消し)

第10条 入居者が所定の期日までに入居しないときは、館長は、入居の許可を取消すことができる。

(施設使用料等)

第11条 入居者は、施設使用料及び入居費（以下「施設使用料等」という。）を納付しなければならない。

2 施設使用料等は、別に定めるところによる。

3 一度納付した施設使用料等は、返還しない。

(施設使用料等の減免)

第12条 理事長が必要と認めた場合には、施設使用料等を減免することができる。

(施設等の保全)

第13条 入居者は、学生会館の施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）の保全及び維持に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 居室の全部又は一部を他の者に貸与しないこと。

(2) 居室を居住以外の目的に使用しないこと。

(3) 居室及び共用施設は、常に良好な状態で使用し、工作を加えないこと。

(4) 火災その他の災害の防止及び保健衛生に留意すること。

(5) 他の入居者及び付近住民に迷惑になるような騒音を出さないこと。

(損害賠償)

第14条 入居者は、故意又は過失により施設等を損壊し、又は破壊したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(退去)

第15条 入居者は学生会館を退去しようとするときは、30日前までに館長に退去届を提出しなければならない。

第16条 入居者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに学生会館を退去しなければならない。

(1) 入居資格を失ったとき。

(2) 入居期間が満了したとき。

2 前条の規定は、前項の場合において準用する。

第17条 館長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、学生委員会の議を経て退去を命ずる。

(1) 施設使用料等を3ヵ月以上滞納したとき。

(2) 第13条、第14条及び前条第1項の規定に違反したとき。

(3) 病気その他の保健衛生上、学生会館の生活に適さない事情があると認められるとき。

(学生会館の管理運営事務)

第18条 学生会館の運営管理に関する事務は、学務グループ学生支援班が処理する。

(学生会館の設備保全事務)

第19条 学生会館の設備保全に関する事務は、総務グループ庶務班が処理する。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、学生会館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月11日規程第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月27日規程第8号)

この規程は、平成24年2月27日から施行する。